

高松市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第1項、第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告および意見を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

また、同条第12項の規定により、措置内容を併せて公表します。

平成23年2月18日

高松市監査委員 谷本繁男  
同 吉田正己  
同 森川輝男  
同 小比賀勝博

平成22年度定期監査結果報告等について

第1 病院部定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成21年度および平成22年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対 象		期 間
部 課 等	事 務	
病院部	新病院整備課 市民病院事務局 塩江分院事務局 香川診療所事務局	平成21年度および平成22年4月1日から同年10月25日までの財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理

## (2) 監査の方法

平成21年度および平成22年度の財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）および第15項（組織および運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

## (3) 監査の結果

監査の結果、事務の執行および事業の管理については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

## (4) 今回の監査で指摘した事項

### ア 業務委託契約の検収に係る事務処理を適正にすべきもの

高松市契約規則第32条は、契約代金は検収調書に基づかなければ支払をしてはならないと規定しているが、市民病院、塩江分院および香川診療所の平成22年度臨床検査業務委託は、検収調書を作成しないまま契約代金を支出しているため、今後においては、同規定により、適正に事務処理されたい。

また、同条ただし書は、契約金額が少額であって検収調書を作成する必要のないものは、検収に当たった職員が支出命令票に検収済の確認印を押印することによって、これに代えることができると規定

しているが、塩江分院および香川診療所の同業務委託では、見積徴取伺決裁上で検収員に任命された職員以外の者が検収印を押印しているものが見受けられたので、今後は、適正に事務処理されたい。

(市民病院事務局、塩江分院事務局、香川診療所事務局)

イ 業務委託契約に係る業者選定理由と根拠を明確にすべきもの

平成22年3月19日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて(通知)」により、一者随意契約によらざるを得ない場合は、その理由と根拠を明確にしなければならないが、市民病院、塩江分院および香川診療所の平成22年度臨床検査業務委託については、見積業者は2者であるものの、検査項目を2者に振り分けて見積徴取をしているため、一者随意契約に準ずる契約となっているにもかかわらず、その理由と根拠が明確にされていないので、今後、同様の一者随意契約に準ずる契約による見積徴取をしようとする場合は、業者選定理由と根拠を明確にされたい。

(市民病院事務局、塩江分院事務局、香川診療所事務局)

ウ 適正な契約書を作成すべきもの

契約の締結に当たっては、高松市契約規則第20条の規定により、適正な契約書を作成しなければならないが、市民病院の学部学生の病院実習に関する契約書には契約日の記載がなく、香川診療所の診療材料・検査材料・給食材料・医療消耗備品物品供給(製造)契約書には発注者(高松市長)の押印がされておらず、また、平成21年度日立自動分析装置定期点検契約書には支払条件が記載されていないので、今後、契約を締結する場合は、適正な契約書を作成されたい。

(市民病院事務局、香川診療所事務局)

エ 産業廃棄物処理業務委託に係る契約書を適正に作成すべきもの

産業廃棄物の運搬、処分等を委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第4項、同法施行令第6条の2第3号の規定により、また、特別管理産業廃棄物の運搬、処分等を委託する場合は、同法第12条の2第4項、同法施行令第6条の6第2号およ

び第6条の2第3号の規定により、委託契約書に、委託する産業廃棄物の種類および数量などの条項を約定しなければならないが、市民病院の臨時産業廃棄物（不用物品）処理業務委託契約および香川診療所の感染性廃棄物処理委託契約については、契約書に委託する産業廃棄物の種類を約定しているものの、市民病院の契約書には予定数量および最終処分施設の処理能力に関する条項が、香川診療所の契約書には数量に関する条項に予定数量の記載が盛り込まれていないので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、これらの規定により適正な契約書を作成し、契約を締結されたい。

（市民病院事務局，香川診療所事務局）

オ 休日勤務・時間外勤務命令簿の事務処理を適正にすべきもの

休日勤務・時間外勤務命令については、職員の給与に関する条例，同条例施行規則，職員の時間外勤務等の取扱要領および休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルに基づき，適正に事務処理しなければならないが，塩江分院の休日勤務・時間外勤務命令簿では，時間数の認定を誤っているもの，時刻確認印および時間外勤務等取扱主任の確認印が押印されていないものならびに所属長・事務長印が押印されていないもの，香川診療所の同命令簿では，時間外勤務等取扱主任の確認印が押印されていないものが見受けられたので，今後は，これらの規定に基づき，適正に事務処理されたい。

（塩江分院事務局，香川診療所事務局）

カ 支出命令に係る事務処理を適正にすべきもの

高松市会計規則第50条第1項は，債主から請求書の提出を受けたときは，債務の有無，記載事項の完備等を関係書類と照合確認の上，支出命令の手続をとらなければならないと規定しているが，見積書および請求書等に件名が記載されていないにもかかわらず，支出命令の手続をとっているものが見受けられたので，今後は，同規定により，適正に事務処理されたい。

（塩江分院事務局）

キ 市内出張命令の事務処理を適正にすべきもの

市内出張をする場合には、高松市職員服務規程第14条第2項の規定により市内出張命令簿による決裁を受けなければならないが、同命令簿の一部が記載されていないもの、旅費の算定基準となる用務先が明確に記載されていないものおよび旅費金額に誤りのあるものが見受けられたので、今後は、同規定により、適正に事務処理されたい。

(塩江分院事務局)

ク 行政財産使用許可台帳を調整すべきもの

行政財産の目的外使用を許可した場合には、高松市公有財産事務取扱規則第26条第4項の規定により、行政財産使用許可台帳を調整しなければならないが、塩江分院において使用を許可している行政財産については、行政財産使用許可台帳を調整していないので、今後は、同項の規定により、適正に事務処理されたい。

(塩江分院事務局)

ケ 業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの

平成22年3月19日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」により、業務委託については、適正な労働条件の確保の観点から、その仕様書に労働関係法規の遵守および適正な雇用条件の確保についての事項を加えなければならないが、平成22年度高松市民病院香川分院清掃業務委託契約の仕様書には、労働関係法規の遵守および適正な雇用条件の確保についての事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。

(香川診療所事務局)

コ 業務委託契約の遅延利息を適正な利率で約定すべきもの

高松市契約規則第35条に規定する契約の履行遅延に対する遅延利息の率は、平成21年4月1日から、年3.7パーセントから年3.6パーセントに変更されているにもかかわらず、平成21年度被曝線量測定業務委託に係る請書の条項のうち、履行遅延に係る条

項の遅延利息の率は、変更前のもので約定されているので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、同条の規定により、適正な率で約定されたい。

(香川診療所事務局)

## 2 監査の結果に付する監査委員の意見

### (1) 適正な事務処理体制の確立について

今回の病院部の定期監査において、契約事務、公有財産取扱事務、休日勤務・時間外勤務命令などの職員の服務に係る事務について、単純なケアレスミス、事務担当者の関係諸規定に対する理解不足および審査における確認が十分に行われなかったことにより適正性を欠く事例が見受けられたので、改善を要する事項については、単に誤りを是正するだけでなく、再発防止の観点から、関係諸規定や事務処理手順に関する研修・指導を行うとともに、事務局内の審査体制を強化し、適正な事務処理体制の確立に努められたい。

(市民病院事務局，塩江分院事務局，香川診療所事務局)

### (2) 長期継続契約の締結について

平成21年度全自動グルコース測定装置賃借契約は、医療用機器の賃借契約であり、高松市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第1号の規定および平成18年3月3日付け通知「「高松市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」の運用について（通知）」により、長期継続契約が可能であることから、今後は、これらの規定により、長期継続契約を締結されたい。

(香川診療所事務局)

## 第2 環境部定期監査の結果に関する報告および意見

### 1 監査の結果に関する報告

#### (1) 監査の対象および期間

平成21年度および平成22年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対 象		期 間	
部 課 等	事 務		
環境部	環境総務課 (地球温暖化対策室) (環境施設対策室) 環境保全推進課 環境指導課 (適正処理対策室) 環境業務課 南部クリーンセンター 西部クリーンセンター 衛生処理センター	平成21年度および 平成22年4月1日 から同年11月25 日までの事務の執行 および財務に関する 事務の執行	平成22年11月 26日から平成23 年1月14日まで

#### (2) 監査の方法

平成21年度および平成22年度の事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）および第15項（組織および運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

#### (3) 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執

行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 一般廃棄物処理業務委託に係る契約書を適正に作成すべきもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第8号では、市町村が一般廃棄物の収集、運搬または処分等を市町村以外の者に委託する場合は、委託契約書に、受託者が同条第1号から第3号までの基準に適合しなくなったときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項を含むことを規定しているが、環境指導課適正処理対策室の平成21年度不法投棄一般廃棄物等（廃タイヤ）の処理に係る請書および西部クリーンセンターの平成22年度廃タイヤ等リサイクル業務の処理に係る契約書には、当該条項が盛り込まれていないので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、同条の規定により適正な契約書を作成し、契約を締結されたい。

（環境指導課適正処理対策室、西部クリーンセンター）

イ 行政財産使用許可台帳および普通財産貸付台帳を調整すべきもの

行政財産の目的外使用を許可した場合は、高松市公有財産事務取扱規則第26条第4項の規定により、行政財産使用許可台帳を、普通財産を貸し付けた場合は、同規則第27条第3項の規定により、普通財産貸付台帳をそれぞれ調整しなければならないが、環境総務課環境施設対策室が使用を許可している行政財産および貸し付けている普通財産については、これらの台帳を調整していないので、今後は、これらの規定により、適正に事務処理されたい。

（環境総務課環境施設対策室）

ウ 普通財産貸付けに係る事務処理を適正にすべきもの

普通財産を貸し付ける場合は、高松市公有財産事務取扱規則第27条第1項の規定により、借受願人に普通財産借受願を提出させ、貸付けの契約に係る決裁を受けなければならないが、牟礼環境美化

センターおよび香川環境センターは、平成21年度中に、用途廃止により行政財産から普通財産に変更されているにもかかわらず、平成21年度から平成23年度までの3年間、これらの敷地の電力柱等について、行政財産の目的外使用許可をしていることから、平成22年度においても普通財産としての貸付けに係る事務処理を行わず、行政財産として使用料を徴収しているため、今後は、当該行政財産の目的外使用許可を取り消し、同項の規定により、適正に事務処理されたい。

(環境総務課環境施設対策室)

エ 特定の随意契約に係る公表をすべきもの

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行う場合は、高松市契約規則第17条の3の規定および平成20年3月10日付け高監号外財産活用課長・監理課長通知「障害者支援施設等からの物品の買入れ、役務の提供を理由とする随意契約の手続きについて」により、契約内容等を公表しなければならないが、ごみ収集カレンダー仕分け、包装、配送業務の社団法人高松市シルバー人材センターとの契約については、公表が行われていないので、今後、同様の契約を締結する場合には、適正に事務処理されたい。

(環境保全推進課)

オ 補助金交付申請に係る審査を適正にすべきもの

太陽光発電システム設置に係る補助事業については、太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を受けようとする者は、当該発電システムに係る設置工事の着手前に、補助金交付予約申請書を市長に提出しなければならないが、申請に必要な日付が誤って記載された申請書を受け付け、処理しているものが見受けられたので、今後においては、受付時に適正な審査を行い、申請者に対し、申請書類に不備がないよう指導されたい。

(環境保全推進課)

カ 補助事業に係る事務処理を適正にすべきもの

生ごみ堆肥化容器購入に係る補助事業については、生ごみ処理機等購入補助金交付要綱第10条の規定により、地区（校区）で生ごみ堆肥化容器を一括して購入する場合においては、申請者は、補助金の交付申請ならびに請求および受領に関する権限を当該地区（校区）の代表者に対し、委任状により委任することができるが、川添および安原地区（校区）衛生組合協議会においては、申請者から委任状による委任がなされないまま、当該地区（校区）の代表者が補助金の交付申請ならびに請求および受領を行っているものが見受けられたので、今後においては、補助金交付申請等に係る審査や申請者への指導を適切に行われたい。

（環境保全推進課）

キ 執行伺決裁に係る財政審査を適正にすべきもの

高松市文書規程第16条および別表第2では、委託料の執行伺のうち契約依頼に係るもの以外について、財政課長およびその指名する職員の審査を受けることを規定しているが、高松南消防署測定局廃止に伴う測定機器撤去・移設業務委託の見積徴取伺決裁は、財政審査を受けていないので、今後、同種の決裁を起案する場合には、同規定により適正に事務処理されたい。

（環境指導課）

ク 業務委託契約に係る仕様書を作成すべきもの

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定しているが、平成21年度合併地区における家庭系ごみの収集および運搬業務委託、平成21年度旧高松市分紙・布類の収集および運搬業務委託ならびに平成21年度旧高松市分可燃ごみおよびプラスチック容器包装の収集・運搬業務委託の見積（内諾）徴取伺決裁には、業務の具体的内容を示した仕様書が添付されていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、委託料の積算基礎となる業務内容が明確になるよう、同規定により仕様書を作成し、決裁に添付されたい。

(環境業務課)

ケ 適正な契約書を作成すべきもの

高松市一般廃棄物陶最終処分場トラッシュコンパクトの修繕および特殊車両の賃貸借の契約書は、主に物品供給（製造）に関する条項で構成されており、修繕および賃貸借契約の契約書として適当ではないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、契約書にそれぞれの内容に合致する条項を盛り込み、適正な契約書を作成されたい。

(西部クリーンセンター)

コ 業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの

平成22年3月19日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」により、業務委託については、適正な労働条件の確保の観点から、その仕様書に労働関係法規の遵守および適正な雇用条件の確保についての事項を加えなければならないが、平成22年度情報処理装置保守点検業務および計装設備保守点検業務委託契約の仕様書には、労働関係法規の遵守および適正な雇用条件の確保についての事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。

(衛生処理センター)

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 業務委託契約書における条項の見直しについて

平成21年度において、市内各所のごみ等の収集および運搬業務について複数の業務委託契約がなされており、そのいずれの契約書においても、第10条で契約の相手方に当該委託業務に係る決算状況報告書の提出を求める条項を定めているが、その提出を受けていないので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、現状に即した契約条項の見直しを行うなど、適正な契約事務処理に努められたい。

(環境業務課)

### 第3 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

#### 1 仕様書と契約書の業務内容に整合性を図るべきもの

##### (1) 改善を要する事項

高松市環境業務センター自動式車両洗浄施設からの放流水水質検査に伴う検体については、見積徴取伺決裁に添付されている仕様書で市が持ち込むことと規定しているにもかかわらず、その契約書第2条では、検査実施業者が採取を行うことと約定しており、仕様書と契約書の業務内容が合致しないまま契約を締結しているため、今後、同様の契約を締結しようとする場合は、業務内容の整合性が図れるよう、仕様書に基づく条項を契約書に約定されたい。

##### (2) 措置された内容（措置通知日 平成22年11月17日）

仕様書と契約書の業務内容に整合性を図るため、市が仕様書に基づき検体を採取するよう、平成20年度契約書の第2条を改めた。また、平成21年度からは双方の立会いのもとで実施するよう同条を改めた。

（環境部環境業務課）

#### 2 随意契約における見積徴取を適正にすべきもの

##### (1) 改善を要する事項

高松市水道事業会計規程第96条で準用する高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合は、なるべく2以上の者から見積書を提出させなければならないと規定しているが、早明浦ダム周辺ボランティア清掃活動に係る傷害保険については、前年度の履行状況が良好であることを理由として一者随意契約をしていることから、今後においては、適正に事務処理されたい。

##### (2) 措置された内容（措置通知日 平成22年11月19日）

早明浦ダム周辺ボランティア清掃活動に係る傷害保険（レクリエーション保険）の契約に当たっては、高松市契約規則第18条第2項の規定により、平成22年11月9日付けで、2者から見積徴取を行うことにより、競争性と公正性の確保を図るよう、事務処理を改めた。

3 業務委託契約に係る仕様書を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定されているが、人工呼吸器（ベネット機種740）保守点検委託および全自動総合血液学分析装置保守点検業務委託の支出負担行為伺書には、仕様書が添付されていないので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、同規定に基づき仕様書を作成し、支出負担行為伺書に添付されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成22年12月3日）

人工呼吸器保守点検委託および全自動総合血液学分析装置保守点検業務委託に係る仕様書の作成については、平成21年度から仕様書を作成し、支出負担行為伺書に添付した。

(病院部香川診療所事務局)

4 行政財産の目的外使用許可に伴う使用料を適正に算定すべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例第2条および別表では、建物を使用する場合の使用料は、使用する建物の評価額に100分の6を乗じて得た額と使用する土地の評価額に100分の4を乗じて得た額との合計額に100分の105を乗じて得た額に、当該使用部分に係る電気、水道、ガス、冷暖房および清掃に要する費用ならびに共益費等の実費に相当する額を加算した額とすると規定されているにもかかわらず、香川病院内のテレホンカード自動販売機については、その売上金額の1.05パーセントを使用料として使用許可しているので、今後、同様の使用許可を行う場合には、同規定に基づき適正に算定した使用料を徴収されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成22年12月3日）

香川診療所内のテレホンカード自動販売機の使用料については、平成21年度から、高松市病院事業行政財産の目的外使用に関する

取扱基準に基づき算定し、使用料を徴収した。

(病院部香川診療所事務局)

5 業務委託契約に係る仕様書を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定されているが、平成20年度災害時要援護者台帳システム構築業務委託の見積徴取伺決裁には、業務の具体的内容を示した仕様書が添付されていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、委託料の積算基礎となる業務内容が明確になるよう、同規定に基づき仕様書を作成し、決裁に添付されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成22年12月21日）

災害時要援護者台帳システム構築業務委託契約については、平成21年度から、見積徴取伺決裁に仕様書を添付することとした。

(健康福祉部健康福祉総務課)

6 適正な見積業者等一覧表を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について（通知）」により、見積徴取を行う際に用いる見積業者等一覧表は、前年度の実績額や見積参加業者を記載する様式に改定されているにもかかわらず、平成19年度衛生害虫駆除用薬剤購入に係る見積徴取伺決裁では、改定前のものが用いられていたため、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な見積業者等一覧表を作成し、決裁に添付されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成22年12月21日）

衛生害虫駆除用薬剤購入に伴う見積徴取については、平成21年度から、見積徴取を行う際、前年度の実績額や見積参加業者を記載する様式に改定された見積業者等一覧表を用いることとした。

(健康福祉部生活衛生課)

7 公文書公開に係る公・非の事前判断結果の記載を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では、起案用紙の記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記入することとされ、また、同手引の第5章第3節第4項では、起案用紙の記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公開と判断されないものについて、部・時・非と表示するとともに、判断基準から理由を選び、その記号を記入することとされているが、塩江病院事務局における各種伺決裁の起案用紙には、内容に個人情報が含まれているにもかかわらず、「公」と記載されており、誤った事務処理となっているものが見受けられたので、今後、伺決裁を起案する場合には、適正な事務処理を行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成22年12月27日）

公文書公開に係る公・非の事前判断結果の記載を適正にすべきものについては、平成21年度から、高松市情報公開条例第7条の非公開の判断基準を記入することにより、適正な処理を行うこととした。

（病院部塩江分院事務局）

8 契約に係る事務を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定し、また、高松市契約事務処理要綱第51条では、契約の相手方が決定した場合は、見積りの状況を明らかにする書類および契約に必要な書類を作成し、契約締結について市長の承認を得なければならないと規定されているが、平成19年度受水槽清掃業務委託および平成19年度排水管洗浄清掃業務委託の支出負担行為伺書には、仕様書および見積りの状況を明らかにする書類が添付されていないので、今後、執行伺を省略できる同種の契約を締結しようとする場合には、委託料の積算基礎となる業務内容や業者選定の経緯が明確になるよう、これらの規定に基づく書類を作成し、支出負担行為伺書に添付され

たい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成22年12月27日）

契約に係る事務を適正にすべきものについては、平成21年度から、支出負担行為伺書に、仕様書および見積りの状況を明らかにする書類を添付することとした。

（病院部塩江分院事務局）

9 業務委託契約の履行確認に係る検収を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市契約規則第32条では、契約代金は検収調書に基づかなければ支払をしてはならないが、契約金額が少額であって検収調書を作成する必要のないものは、検収に当たった職員が支出命令票に検収済の確認印を押印することによって、これに代えることができると規定されているが、平成19年度エレベーター保守管理業務委託の支出命令書には、検収済の確認印が押印されていないので、今後においては、同規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成22年12月27日）

業務委託契約の履行確認に係る検収を適正にすべきものについては、平成21年度から、検収に当たった職員が支出命令書に検収済の確認印を押印することとした。

（病院部塩江分院事務局）

10 業務委託契約の履行確認に係る検収を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市契約規則第30条第2項では、検収員は、物件の買入れその他の契約についてその給付が完了したときは、契約書その他の関係書類に基づいて、当該給付の内容および数量について検収を行わなければならないと規定されているが、平成19年度CTスキャナ装置保守点検業務委託契約については、仕様書で5月、9月、1月の計3回の定期保守点検のほか、契約期間中は24時間体制の緊急保守サービスによる随時保守点検業務（故障修理）を実施する旨を規定しているにもかかわらず、契約期間満了前となる1月の定期保

守点検終了後に検収を行っていたので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、契約業務の履行後に適正な検収を行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成22年12月27日）

業務委託契約の履行確認に係る検収を適正にすべきものについては、平成21年度から、契約業務の履行期限後に検収を行うこととした。

（病院部塩江分院事務局）

11 業務委託契約に係る支出を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市病院事業の財務に関する特例を定める規則第25条第3項では、前金払を受けた者は、役務の提供が完了した後、5日以内に当該前金払に関する精算書を作成し証拠となるべき書類を出納員に提出しなければならないと規定されているが、平成19年度被ばく放射線量の測定検査業務委託については、前金払により委託料を支出しているにもかかわらず、精算書が作成されていないので、今後においては、同規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成22年12月27日）

業務委託契約の履行確認に係る支出を適正にすべきものについては、平成20年度支出について、精算書を作成し、また、平成21年度からは、前金払から完了払に改めた。

（病院部塩江分院事務局）

12 見積徴取伺決裁等の事務処理を適正に行うべきもの

(1) 改善を要する事項

産業廃棄物および特別管理産業廃棄物に係る処理対策および適正処理推進等業務委託の見積徴取伺決裁において、随意契約または連帯保証人の根拠規定を誤って記載しているものが見受けられた。

今後、これらの契約事務を執行するに当たっては、決裁に正当な根拠規定等を明記するなど、地方自治法施行令その他の関係諸規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成23年1月7日）

指摘があった事項については、見積徴取伺決裁に高松市契約規則

および地方自治法施行令等の根拠規定を明記するよう改めた。

(環境部環境指導課)

### 13 業務委託契約等の仕様書を適正に作成すべきもの

#### (1) 改善を要する事項

不法投棄対策用監視カメラ看板作成委託に伴う見積徴取伺等の決裁には、仕様書が添付されておらず、また、不法投棄監視カメラ移設業務委託に伴う見積徴取伺決裁には、仕様書が添付されているものの、監視カメラの撤去・設置の方法その他の具体的な業務内容の記載がなく、委託業務等の範囲が明確に示されていないものが見受けられた。

今後、これらの契約を締結しようとする場合には、高松市契約規則第18条第2項の規定等に基づき、委託料の積算基礎となる業務内容が明確になるよう、適正な仕様書を作成し、決裁に添付されたい。

#### (2) 措置された内容（措置通知日 平成23年1月7日）

指摘があった事項については、適正に仕様書を作成して、見積徴取伺決裁に添付するよう改めた。

(環境部環境指導課)

### 14 公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記載すべきもの

#### (1) 改善を要する事項

文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では、起案用紙の記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を鉛筆で記入することとされているが、各種伺決裁の起案用紙には、公文書公開に係る公・非の事前判断結果が記入されていないものが見受けられたので、今後、伺決裁を起案する場合には、同規定に基づき、適正に事務処理されたい。

#### (2) 措置された内容（措置通知日 平成23年1月7日）

指摘があった事項については、文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号の公開・非公開の事前判断の規定により事務処理を行うよう改めた。

(環境部環境指導課)

15 適正な見積業者等一覧表を添付すべきもの

(1) 改善を要する事項

平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について（通知）」により、見積徴取を行う際に用いる見積業者等一覧表は、前年度の実績額や見積参加業者を記載する様式に改正されているにもかかわらず、PCB台帳用パソコンリース料に係る見積徴取伺決裁には、改正前の見積業者等一覧表が添付されており、また、電話機の賃貸契約の締結伺決裁には、見積業者等一覧表が添付されていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な見積業者等一覧表を作成し、決裁に添付されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成23年1月7日）

指摘があった事項については、適正な見積業者等一覧表を作成して、見積徴取伺決裁に添付するよう改めた。

（環境部環境指導課）

16 公文書公開に係る公・非の事前判断結果の記載を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では、起案用紙の記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を鉛筆で記入することと規定されており、また、同手引の第5章第3節第4項では、公開と判断されないものについて、「公開・非公開の区分」欄に部・時・非のいずれかを表示するとともに、判断基準から理由を選び、その記号を記入することとされているが、各種伺決裁の起案用紙には、公文書公開に係る記号の記入はされているものの、判断基準からの理由の記号が記入されていないものが見受けられたので、今後、伺決裁を起案する場合には、適正な事務処理を行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成23年1月7日）

指摘があった事項については、文書法制事務の手引の第5章第3節第4項の公開・非公開の事前判断の規定により事務処理を行うよ

う改めた。

(環境部環境指導課)

17 連帯保証人の取扱いに係る事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

契約の締結に当たっては、高松市契約規則第26条第1項に基づき契約者に連帯保証人を立てさせなければならないが、平成19年度一般環境大気中等ダイオキシン類濃度測定業務委託契約については、連帯保証人を立てさせることを免除できる根拠規定となる同項第1号から第4号までの各号いずれにも該当せず、かつ、同項第5号に該当する特別の事由がないにもかかわらず、見積徴取伺決裁に同項と記載したまま、連帯保証人を立てさせずに契約を締結しているので、今後、同様の契約を締結しようとする際には、同規定に基づき適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容(措置通知日 平成23年1月7日)

指摘があった事項については、高松市契約規則に基づき契約者に連帯保証人を立てさせるよう改めた。

(環境部環境指導課)

18 適正な見積業者等一覧表を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について(通知)」により、見積徴取を行う際に用いる見積業者等一覧表は、前年度の実績額や見積参加業者を記載する様式に改定されているにもかかわらず、平成20年度PCB台帳用パソコン等賃貸借に係る見積徴取伺決裁では、改定前のものが用いられていたため、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、適正な見積業者等一覧表を作成し、決裁に添付されたい。

(2) 措置された内容(措置通知日 平成23年1月7日)

指摘があった事項については、適正な見積業者等一覧表を作成して、見積徴取伺決裁に添付するよう改めた。

(環境部環境指導課)

## 19 特定の随意契約に係る公表をすべきもの

### (1) 改善を要する事項

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行う場合は、高松市契約規則第17条の3の規定および平成20年3月10日付け高監号外財産活用課長・監理課長通知「障害者支援施設等からの物品の買入れ、役務の提供を理由とする随意契約の手続きについて」により、契約内容等を公表しなければならないが、社団法人高松市シルバー人材センターとの間に締結された、平成20年度高松市中央図書館駐輪場整理業務委託契約については、公表が行われていないので、今後、同様の契約を締結する場合には、適正に事務処理されたい。

### (2) 措置された内容（措置通知日 平成23年1月21日）

特定の随意契約に係る公表については、平成22年度から高松市契約規則第17条の3の規定により、図書館のホームページに契約内容を掲載し、公表することとした。

（教育部中央図書館）

## 第4 前回までの監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

### 1 補助事業の実績確認について

#### (1) 意見を付した事項

平成20年度ステーション管理傷害保険料補助金に係る補助事業等実績報告書には、その関係資料として収支決算書が添付されているが、各地区内ごみステーションの協力員およびリサイクル推進員が行事参加により被る傷害を担保するための傷害保険に加入したことを証する証書類の写しが添付されておらず、補助事業の実績が十分に確認できない事務処理となっていたので、今後、補助事業の実績確認を行う場合には、補助金交付申請者に対し、事業内容の実績を具体的に示した書類等の提出を求めるなど、適切な実績確認がなされるよう、事務処理方法の見直しを検討されたい。

#### (2) 措置された内容（措置通知日 平成22年11月17日）

実績確認に必要な傷害保険に加入したことを証する証書類の写しの添付については、平成21年度から、事業内容の実績を具体的に示した書類を添付した。

(環境部環境業務課)

## 2 広告料収入の確保について

### (1) 意見を付した事項

第4次高松市行財政改革計画では、広聴広報体制の見直しの中で、水道局が発行する広報紙の発行回数増に伴う経費の一部を広告掲載による広告料収入により充当することとされ、平成20年度には高松市水道局広告掲載要綱を制定した後、業者と広報紙およびホームページ広告掲載業務の委託契約をして広告掲載料の収入を得たものの、平成21年度には、広報紙に広告を掲載する内容の広報紙製作委託契約としたため、委託料は軽減されているものの、水道局ホームページへの広告の掲示はなされず、収入は計上されていない現状が見受けられた。

今後においては、水道局のホームページで、より有用な情報の提供に努めることで、閲覧の実績を高めるとともに、適切な広告のあり方について検討し、定期的に広告掲載の募集を実施するなど、水道事業の財源確保に向けた取組にも努められたい。

### (2) 措置された内容（措置通知日 平成22年11月19日）

広告料収入の確保については、高松市ホームページ「もっと高松」のリニューアル後、平成22年9月1日付けで水道局ホームページへの広告掲載業務委託契約を締結し、同月15日から順次、水道局ホームページへの広告掲載を再開した。

(水道局経営企画課)

## 3 一者随意契約の業者選定理由について

### (1) 意見を付した事項

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、なるべく2以上の者から見積書を提出させなければならないと規定し、平成13年4月2日付け高管号外企画財政部長・土木部長通知「契約事務の取扱いについて（通知）」でも、業者の選定に当

たつては、特定の者に限られる客観的合理性のある場合を除き、幅広く選定することとされているが、一者随意契約により契約を締結している高松市民病院電気設備保安点検業務委託（保護継電器試験・高圧ケーブルP I試験）の支出負担行為伺書には、業者選定理由書が添付されているものの、その理由には、特定の者に限られる客観的合理性が明確に示されていないので、今後、一者随意契約による見積徴取をしようとする場合には、特定の者に限られる合理性・妥当性のある具体的な業者選定理由を明記されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成22年11月30日）

一者随意契約により見積徴取する契約については、特定の者に限られる合理性・妥当性のある具体的な業者選定理由を明記することとした。

（病院部市民病院事務局）

4 衛生害虫駆除用薬剤の購入に係る事務処理について

(1) 意見を付した事項

衛生害虫駆除用薬剤の購入については、事務処理の効率化および安定供給を図ることを理由に単価契約により契約を締結しているが、業者選定に際し、必要とする各種薬剤の見積合計金額が最も安価な一業者に決定しているほか、薬剤ごとの年間購入予定量を一括して購入するなど、単価契約に係る事務処理について、適正性を欠くものが見受けられたので、今後、薬剤の購入に当たっては、契約方法の見直しを検討するとともに、必要に応じた購入手続を行うよう努められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成22年12月21日）

衛生害虫駆除用薬剤の購入については、平成21年度から、単品で見積合せを行うとともに、薬剤ごとの在庫量を把握した上で、必要なときに購入することとした。

（健康福祉部生活衛生課）